

肉用鶏アニマルウェルフェア(AW)を巡る 内外の動きとドイツのAW認証制度について

(株)イシイ代表取締役社長 竹内正博

1. はじめに

執筆中に驚きのニュースが飛び込んできた。2023年のブラジルに続いて、2024年12月に高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)がニュージーランドでも発生したのである。12月2日に農林水産省はニュージーランドからの生きた家きん、家きん肉等の輸入を一時停止した。過去2年間、ブロイラー原種鶏の輸入国はニュージーランドの一国だけであったが、2018年に結んだ2国間の家畜衛生条件が生きており、輸入再開は最短で防疫措置完了

後90日間となっているからである。イギリス等の他国から原種鶏輸入が出来ることを願っている。

筆者はアニマルウェルフェア(AW)がHPAI由来のパンデミックに対する基本的予防になると考えている。HPAIの発生・検出報告資料(1)が続いている。また、アメリカでは2024年3月以降、各地の乳用牛でHPAIの感染が広がり、人への感染も続く中、乳用牛などいわゆる哺乳動物での感染報告がアメリカを中心に増えつつあることは大きな懸念事項である。

2. 鳥インフルエンザ防疫対策緊急会議

11月21日に開かれた鳥インフルエンザ防疫対策緊急会議で江藤拓農林水産大臣は、今シーズンは過去最多の発生となった2022年シーズンに匹敵するペースでHPAIが発生しているとの、危機感を持って防疫対策の徹底を注意勧告した。緊急会議の資料には、今後の対策強化のポイントとして、大規模農場対策が分割管理まで至らずとも、発生時に疫学関連農場とならない(別農場と捉えられる)ための管理が、相談事例と回答に取り上げられている(資料

2)。さまざまな条件はあるが簡潔な相談と回答は、各農場の入場時にシャワーインすることで、別農場と扱うことが可能となる。

3. アニマルウェルフェアに関する第4回意見交換会

8月7日に農林水産省が開いた「アニマルウェルフェアに関する意見交換会」は非公開だったが、会議資料および議事要旨(https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/animal_welfare_iken.htm)は公開されている。会議の主な議事は、2023年7月26日に「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指

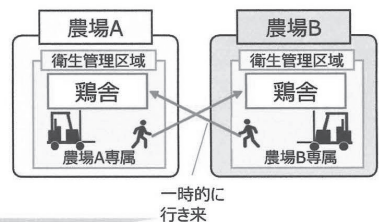
死亡野鳥・糞便・糞尿試水・(飼育鳥含む)	検出地区数	検出例数：死亡・回収糞便・水込	野鳥羽数	検出畜型	家さん類	全体			採卵鶏			ブロイラー			種鶏			ほか			検出畜型
						発生地区数	発生例数	処分羽数(万羽)	発生地区数	発生例数	処分羽数(万羽)	発生地区数	発生例数	処分羽数(万羽)	発生地区数	発生例数	処分羽数(万羽)	発生地区数	発生例数	処分羽数(万羽)	
2024(R6)～2025	14	63	83	HSN1	2024(R6)～2025	10	12	124.7	7	8	101.9	4	4	22.8	0	0	0.0	0	0	0.0	
2023(R5)～2024	29	158	204	HSN1.6.5	2023(R5)～2024	10	11	86	9	9	79.3	4	1	5.0	1	1	1.3	0	0	0.0	HSN1.6.5
2022(R4)～2023	31	251	1,637	HSN1	2022(R4)～2023	26	84	1,771	24	61	1,654.0	10	11	95.6	1	1	2.4	9	11	18.8	HSN1
2021(R3)～2022	8	107	924	HSN1・8	2021(R3)～2022	12	25	189	7	12	127.5	5	6	56.9	2	2	3.9	3	5	0.7	HSN1
2020(R2)～2021	18	58	1,322	HSN8	2020(R2)～2021	18	52	987	15	32	901.0	6	15	75.9	2	4	8.1	1	2	1.7	HSN8
2019(R1)～2020			0	333	2019(R1)～2020																
2018(H30)～2019			0	459	2018(H30)～2019																
2017(H29)～2018	3	46	634	HSN6	2017(H29)～2018	1	1	9				1	1	9.1							HSN6
2016(H28)～2017	22	218	2,434	HSN6	2016(H28)～2017	9	12	167	6	7	128.5	1	2	29.0	1	1	7.0	1	2	2.3	HSN6
2014(H26)～2015	6	12		HSN8	2014(H26)～2015	4	5	35	1	1	19.9	2	2	11.5	2	2	3.7				HSN8
2013(H25)～2014					2013(H25)～2014	1	1	11				1	1	11.2							HSN8
2010(H22)～2011	16	26	60	HSN1	2010(H22)～2011	9	24	183	9	9	107.8	3	12	71.4	1	3	3.5				HSN1
2008(H20)～2009	3																				
2006(H18)～2007					2006(H18)～2007	2	4	17	2	2	10.5	1	1	5.3	1	1	1.2				HSN1
2003(H15)～2004					2003(H15)～2004	3	4	27	2	2	26.0	1	1	1.5				1	1	0.0	HSN1

資料1 HPAI発生・検出の推移12/3/2024現在(出所:岩元利典獣医師の集計資料)

- 都道府県からは、分割管理の考え方を基に、殺処分羽数の低減につながる簡易な取組の相談もいただいている。
- 分割管理まで至らずとも、発生時に疫学関連農場とならない(別農場と捉えられる)ための管理に向けて、改めて衛生管理の状況等を確認いただくとともに、不明点があれば御相談いただきたい。

相談事例

- ▶ 同じ事業者により経営されている農場A及び農場Bは数km離れており、職員、車両及び施設は基本的に各農場で専属している。
- ▶ 鶏の行き来はないが、入雞時等の応援の際、それぞれの農場の職員が鶏舎内に入るため、現状は同一農場と扱っている。
- ▶ 各農場の入場時にシャワーインすることで、別農場と扱うことは可能か。



回答

- ✓ 飼養衛生管理基準が厳格に遵守されており、入場記録や野生動物対策、車両消毒等が行われ、シャワーイン、車両及び機材が専属化しており、動線が重複しないのであれば、別農場と捉えることは可能。

- 主な確認点
- 飼養衛生管理基準の遵守 ○シャワーインの実施
 - 車両・機材の分離 ○作業動線の分離 等





(参照：高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針[留意事項23])

資料2 発生時に疫学関連農場とならないような管理(出所:農林水産省)

針」発出後の取組として、①指針に関する説明会の実施状況、②指針等の英訳状況③指針の取組状況の調査、④WOAHコードの改正状況について、農林水産省からの報告と委員からの意見があった。

①指針に関する説明会の実施状況
2024年7月末時点で、説明会は農林水産省の主催数38回、要請を受けて対応数29回と多く開催されてきている。説明会資料も充実してきていて、要点を分かり易く整理され利用度・理解度はかなり高くなっている。また、12月13日にアニマルウェルフェアシンポジウム(東京)持続可能な畜産業を目指して)が公益社団法人畜産技術協会主催、農林水産省等後援で開催された。なお、講演資料については、シンポジウム終了後、ホームページ(<https://jita.go.jp/>)に公開予定になっている。

②指針等の英訳状況
英訳をすることで日本もAWに対応していることが国際的に認知される。2025年の大阪万博もあり、インバウンドに対応するためにも、英訳は重要と考えられる。農林水産

プロイラー農場の基準を確立するプログラムの最低要件				
	飼育状態1	飼育状態2	飼育状態3	飼育状態4
				
密度	・ max. 39 kg/m ² 最大	・ max. 35 kg/m ²	・ max. 25 kg/m ² ・又は冷室あれば max. 29 kg/m ²	・ max. 21 kg/m ²
飼育状態	・鶏舎	・鶏舎	・常に戸外へアクセスできる鶏舎	・動物の寿命の1/3は戸外にアクセスできる ・戸外は草が生い茂っている必要有 ・動物に避難場所を提供する構造
エンリッチメント	つつく、爪とぎ、砂浴びに適した乾燥わら	オーガニックのエンリッチメント ・わら、つつき石などの変更可能で消耗可能な有機材料から作られたエンリッチメント ・最低150m ² 毎にエンリッチメントが置かれている	オーガニックのエンリッチメント わら、つつき石などの変更可能で消耗可能な有機材料から作られたエンリッチメント ・最低 150 m ² 毎にエンリッチメントが置かれている ・又は2000羽につき3個のわら、干し草と1000羽につき1個のつつける物	追加の敷料 わら、木片、砂のまたはピート(pele)を少なくとも鶏舎の3分の1に加える
育種系統	基本的に丈夫で健康な育種系統	基本的に丈夫で健康な育種系統	基本的に丈夫で健康な育種系統 ・成長が遅い種 体重増加は最大1日45g 歩行スコアは調査中1日 51gも可能 ・または81日という 最低と畜日を維持しながら、成長の早い種	基本的に丈夫で健康な育種系統 ・成長が遅い種 体重増加は最大1日45g ・または81日という 最低と畜日を維持しながら、成長の早い種
エサへの	QS(品質保証)承認済またはQS認識飼料	QS(品質保証)承認済またはQS認識飼料	肥育期全体を通して遺伝子組み換え技術を使用していないエサ	・肥育期全体を通して遺伝子組み換え技術を使用していないエサ ・自分の農場または自分の地域から少なくとも20%
動物の健康 健康モニタリング	*1処理場でのデータ収集(QSデータベースへの入力) *2適切な抗生物質モニタリング(データベースへの入力)	*1処理場でのデータ収集(QSデータベースへの入力) *2適切な抗生物質モニタリング(データベースへの入力)	*1処理場でのデータ収集(QSデータベースへの入力) *2適切な抗生物質モニタリング(データベースへの入力) QSシステムと比較した中央データベースへの記録	*1処理場でのデータ収集(QSデータベースへの入力) *2適切な抗生物質モニタリング(データベースへの入力) QSシステムと比較した中央データベースへの記録
検証頻度	*QS 検証システムに基づく、中立的な検証組織による全ての作業の管理	*ITW検証システムに基づく、中立的な検証組織による全ての作業の管理	*少なくとも年に1回の中立的な検証期間による全ての作業の管理	*少なくとも年に1回の中立的な検証期間による全ての作業の管理
必須のプログラムへの参加	*QS または同等のものとして認識されるプログラム	アニマルウェルフェアの取り組みまたは同等のものとして認識される	飼育状態に登録されたプログラムへの参加	
追記事項	* EC 有機規制の要件に従って畜産農場の基準を設定するプログラム、または EC 有機規制よりも高い品質基準を保证する有機農業協会の要件に従って畜産農場の基準を設定するプログラムがプレミアムレベルに割り当てられます。 再分類されるすべてのプログラムに適用されます。プログラムの分類の期間は3年間です。遅くともこの3年間の終了時点では、すべてのプログラムが 検証頻度の最小要件を満たさなければなりません。			

飼育状態の最低要求事項

2022年10月1日

資料3 ドイツの飼養方法別AW認証分類①～④(出所:認証団体(Initiative Tierwohl))

省は、国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるAWの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について(畜産局長のAWに関する飼養管理指針) <https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/230726-6.pdf> の英訳(<https://www.maff.go.jp/e/policies/animalwelfare/>、https://www.maff.go.jp/j/attach/pdf/Promotion_of_farm_animal_management.pdf)、AWに配慮した家畜の飼養管理等に ついて(農林水産省のAWの基本的な考え方) https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/animal_welfare-17.pdf の英訳(https://www.maff.go.jp/e/policies/animalwelfare/attach/pdf/Farm_Animal_Management_in_Consideration_of_Animal_Welfare_as_of_September_2024.pdf)をホームページで公表している。

畜種別には、肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針 (<https://www.maff.go.jp/e/policies/animalwelfare/AnimalWelfare-animalwelfare-5.pdf>)、採卵鶏の飼養管理に関する技術的な指針 (<https://www.maff.go.jp/e/policies/animalwelfare/attach/pdf/animalwelfare-3.pdf>)、家畜の輸送に関する技術的な指針 (https://www.maff.go.jp/e/policies/animalwelfare/attach/pdf/Technical_Guidelines_for_Transport_of_Farm_Animals.pdf)等の英訳も公表されている。乳用牛・豚・ブローラー・馬の飼養管理に関する技術的な指針、家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針も、令和6年度に英訳予定となっている。



資料5 ウインターガーデン(2024年9月)



資料4 ランク②(左鶏舎)とランク③(右鶏舎)(2024年9月)

③ 指針の取組状況の調査
令和5年度に指針の取組状況試行調査が実施された。試行調査を基に畜種別のチェックリストをベースに簡略化した令和6年度の本格調査が全畜種(乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラーおよび馬)対象に調査が行われる予定である。

農林水産省は今後に定期的にAW調査を実施するが、「あてはまる」「はい」が何%超となれば「AW積極的」な企業・業界と判定されるのか、そのような状態の目標年度は、判定基準は、認証制度は、などと今後の推



資料6 農場で出荷時に使用する二つ折り型換気扇

進内容・方向性が気になり楽しみなところである。

④ WOAHCODの改正状況

国際獣疫事務局(WOAH)における改正検討中の3コードが報告された。一つは、第7・1章のAWの勧告に関する序論に新しい概念である「5つの領域(five domains)」の追加について議論が進んでいる。2つ目は第7・6章の疾病制御を目的とした動物の殺処分に関する自然災害や人災等の他の状況にも拡大が検討されている。3つ目は第7・2章、7・3章、7・4章の動物の輸送に関する見直しが行われている。

4. ドイツのAW認証ブロイラー農場

筆者が2024年9月に訪問したブロイラー農場はAW認証農場であった。ドイツにおけるAW認証は、食品会社と量販店の主導により10年ほど前に始まっており、ほぼすべてブロイラー農場で取得されている。

今後、AW認証は日本国内でも普及されると思われるので、ドイツのAW認証制度は参考になる。

大手民間認証団体である

Initiative Tierwohl)によるAW認証を簡潔に説明すると、AW認証は飼養方法別に4つに分類される。AW分類は、ランク1ではAW法律適合、ランク2から4では追加AW環境エンリッチメント(付帯設備)付等となっている。有機または放飼飼養方法であるランク4は、2025年にさらにランク4(放飼)と5(有機)に分類されると聞いている。2023年9月に農家数割合ではランク1は10%、ランク2は80%、ランク3と4は10%、2030年にはランク3が大多数となるだろう、と2024年9月に訪問した生産者は話してくれた。飼養条件の詳細は資料3を参考にしていたきたい。

ランク3では、主な飼養条件はウインターガーデン付(資料4と5)とスローグロウ鶏種導入人等になっているので、生産コストはランク2と比べて25%高となっている。同様に、量販店でのランク2と3の売値価格差は約25%くらいであった。

夏場には国内でも処理場でのブロイラー待機場には換気扇が使われているが、輸送時の着死を防ぐために訪問した農場で出荷時にブロイラーをトラックにのせる時に換気扇(資



資料8 AWランク①～④の説明シール(2024年9月)



資料7 Ellwangenにある量販店ALDI(2024年9月)

料(6)が使用されているのには感心した。
場 5. ドイツのAW認証鶏肉売

調査した6カ所の量販店すべてで



資料9 ムネ正肉売値ランク2では€9.98/lb、ランク3では€12.49/lb (出所:Ellwangen のALDI 2024年9月)

6. まとめ

資料9にあるように、ムネ正肉は、ランク2で9・98ユーロ/ポンド、ランク3で12・48ユーロ/ポンドで販売されており、ランク3売値はランク2より25%高くなっていた。鶏肉売値は肉用鶏の飼養条件により変わるのを、消費者はAWに理解をしていると思われる。

AW認証鶏肉が販売されていた。個人的な見方で価格帯別にスーパを分類すると、有機食品の取扱量にもよるが、手頃なグループはREWE・PENNY・ALDI、普通グループはEDEKAとLIDL、高いグループはTEGUTになる。紹介するEllwangenにあるALDI(資料7)で、AWランク①～④(資料8)がショーケースに貼られていた。

令和6年度に本格的なAW指針の取組調査は始まるが、令和5年7月26日の飼養管理指針発出後、農林水産省は指針への取組で試行調査と説明会等を推進してきている。「あてはまる」「はい」が何%超となれ

ば「AW積極的な」企業・業界と判定されるのか、そのような状況の目標年度は、判定基準は、認証制度は、などと今後の推進内容・方向性が気になり楽しみなどところである。